

国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 77 号「測定」の解説

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 蒨谷竹生
公認会計士 高橋宏延

本稿では、2021 年 4 月に国際公会計基準審議会（IPSASB）から公表された[公開草案第 77 号「測定」](#)（以下「ED 第 77 号」という。）について解説する。

1. プロジェクトの位置付けと経緯

(1) 測定プロジェクトの立ち上げからコンサルテーション文書公表まで

現行の IPSAS 基準書は、2000 年から順次公表されてきたこと、及び国際財務報告基準（IFRS）をベースとする基準書と公的部門特有の論点を扱う基準書が混在していることから、測定に関するセクションの有無や、記載内容が必ずしも一貫していない。このため、基準書全体を通じて測定関連規定の一貫性の確保が必要である。

また、2014 年に IPSASB は概念フレームワークを公表した。個別の IPSAS 基準書に概念フレームワーク第 7 章の測定概念を反映させ、概念フレームワークと各 IPSAS 基準書との間で整合性を確保することが必要である。

IPSASB は、上記の課題を解決するために 2017 年 3 月会議から測定プロジェクトを開始した。

2019 年 4 月にコンサルテーション文書（以下「CP」という。）「測定」¹を公表し、公的部門における測定の主要論点について関係者の意見を募った。当該 CP には、関係者が最終成果物を想定しやすくするため、公開草案の草稿（例示目的の ED）が掲載されていた。

(2) ED 第 77 号の開発

各国関係者から CP に寄せられたコメントは、おおむね CP の提案に賛同する内容であったため、IPSASB は CP の提案内容に基づいて、2019 年 12 月会議から公開草案の開発に着手した。測定を扱う公開草案は ED 第 76 号「概念フレームワークの改訂：第 7 章 財務諸表における資産及び負債の測定」²（以下「ED 第 76 号」という。）と ED 第 77 号の 2 種類である。ED 第 76 号は概念フレームワークの第 7 章を改訂する内容で、主に測定モデルと測定基礎の概念を扱っている。本稿で解説する ED 第 77 号は IPSAS 基準書で広く使用される 4 種類の測定基礎について各基準書に共通する規定（主に適

¹ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）コンサルテーション・ペーパー「測定」の解説](#)

² 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 76 号「概念フレームワークの改訂：第 7 章 財務諸表における資産及び負債の測定」の解説 | 日本公認会計士協会](#)

用指針) を提案する内容となっている。

ED 第 76 号及び ED 第 77 号は 2020 年 12 月会議で暫定承認³された。2021 年 2 月会議で残った論点を検討した後、2021 年 4 月に公表された。コメント期限は 2021 年 10 月 25 日である。

ED 第 76 号及び ED 第 77 号と同時に公表された公開草案第 78 号「有形固定資産」及び公開草案第 79 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の二つの公開草案にも、ED 第 77 号の提案する測定基礎が反映されている。

2. ED 第 77 号の全体構成

ED 第 77 号は、新しい IPSAS として作られており、以下の構成となっている。

強制規定	本文	目的、範囲、定義	1-6 項
		測定 (当初測定)	7-16 項
		測定 (事後測定)	測定モデル 18 項 測定基礎 19-35 項 測定技法 36-45 項 減価償却、減損等 46-48 項 取引コスト 49-53 項
		発効日及び移行	54-56 項
		付録 A	歴史的原価 本文 21-22 項に対応
	付録 B	現在操業価値 本文 23-25 項に対応	
	付録 C	公正価値 本文 26-28 項に対応	
	付録 D	履行原価 本文 29-31 項に対応	
	付録 E	他の IPSAS の修正	

³ プロジェクト開始から 2020 年 12 月会議時点までの多数の決定事項を暫定承認によって確定し、新メンバーが加わる 2021 年 2 月会議では未決定事項のみを議論することを意図していた。

非 強 制	結論の根拠
	代替的見解
	適用ガイダンス

本文は、主な用語を定義し、測定基礎と測定技法について一般的な原則を示す。

付録 A から付録 D は、他の IPSAS 基準書における適用指針（Application Guidance : AG セクション）に相当する。測定基礎に係る原則を本文よりも詳細に説明するとともに、特定の測定基礎に基づいて測定する資産・負債の価値を見積もる際に、どのように測定技法を適用するかを概説する。

3. ED 第 77 号の目的と範囲

(1) 目的（第 1 項、BC12～BC15 項）

ED 第 77 号の目的は、資産・負債のサービスの原価、操業能力及び財務能力を忠実に反映するために役立つ測定基礎を定義することである。どの測定基礎を各 IPSAS で使用すべきかについては規定せず、測定基礎の定義、各測定基礎を適用できる場合、一般的な導出方法を規定している。

なお、測定の目的は ED 第 76 号で次のように提案されており、現行の概念フレームワークと同じである。

測定の目的は、主体に説明責任を持たせ、かつ意思決定目的にとって有用な方法で、主体のサービスの原価、操業能力、財務能力を最も忠実に反映する測定基礎を選択することである。

(2) 範囲（第 2～5 項、BC16 項）

発生主義で財務諸表を作成・表示する主体は、資産・負債の測定に ED 第 77 号を適用しなければならない。個々の IPSAS が、ED 第 77 号が定義する測定基礎 4 種のいずれかの適用を認めている場合や、ED 第 77 号の測定基礎に修正を加えた測定値（例えば、売却コスト控除後の公正価値）を認めている場合にも ED 第 77 号を適用する。

ED 第 77 号の範囲外とされた取引等

- ・ IPSAS 第 13 号「リース」に準拠するリース取引
- ・ IPSAS 第 32 号「サービス委譲の取決め：委譲者」に準拠する取引
- ・ ED 第 76 号の測定基礎と部分的に類似するが、異なるもの
 - （例）IPSAS 第 12 号「棚卸資産」：正味実現可能価額
 - IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」：使用価値
 - IPSAS 第 26 号「資金生成資産の減損」：使用価値

・売却目的で保有する資産（BC16 項）

4. 用語定義（第 6 項）

ED 第 77 号の用語定義は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の用語定義と同じものが多いが、ED 第 77 号に固有の定義が五つある。測定基礎のうち 3 種類も含まれる。

ED 第 77 号固有の用語定義

用語	定義	説明
履行原価 Cost of fulfillment	負債によって表される義務の履行において主体が負担する原価（最もコストがかからない方法で義務を履行すると仮定）	ED 第 76 号第 7.68 項の定義と同じ。
現在操業価値 Current operational value	主体のサービス提供目的を達成するために使用する資産の測定日時点の価値	ED 第 76 号第 7.48 項の定義と同じ。 ※下記「現在操業価値という訳語について」を参照
歴史的原価 Historical cost	資産の取得、建設若しくは開発時、又は負債の負担時に、資産を取得、建設若しくは開発するために付与される対価、又は義務を引き受けるのに受領した対価	※ 1
取引コスト Transaction costs	資産又は負債の取得、発行又は処分に直接起因する増分コストで、主体が当該資産又は負債を取得、発行又は処分しなかった場合には発生しなかったもの	IFRS13 の取引コストの定義とは異なる。（※ 2）
取引価格 Transaction price	資産を取得するために支払う、又は負債を引き受けるために受け取る価格	ED 第 77 号オリジナル

※ 1 ED 第 77 号の歴史的原価の用語定義は、ED 第 76 号第 7.25 項（資産の歴史的原価）と第 7.64 項（負債の歴史的原価）を合わせたものだが、資産側の部分に ED 第 76 号の定義にはない「建設」（construct）が追加されている。

※ 2 IFRS 第 13 号の取引コストの定義：

当該資産又は負債に関する主要な（又は最も有利な）市場で資産の売却又は負債の移転を行うためのコストのうち、資産の処分又は負債の移転に直接起因し、次の要件の両方に該当するもの。

(a) 当該取引から直接生じ、当該取引に不可欠である。

- (b) 資産の売却又は負債の移転を行うという決定を企業がしていなければ、発生しなかった (IFRS 第 5 号で定義している売却コストと同様)。

現在操業価値という訳語について

“Current operational value”の訳語として「現在操業価値」を充てたのは、資産を持つサービス提供能力を測定する測定基礎であるためである。

「Operational/Operation」に対して、今まで、「運営能力」(IPSASB 概念フレームワーク 7.3 項) や「事業」(IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」第 8 項、IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」第 74 項、IPSAS 第 40 号「企業結合」第 5 項等) という訳語を充ててきた。しかしながら、「現在運営価値」や「現在事業価値」という訳語とした場合、資産の有するサービス提供能力を測定するという点が明確にならない点を考慮し、Operational/Operation の原義を踏まえ、「現在操業価値」の訳語を導出することとした。これに合わせて、“Operational Capacity”も「運営能力」から「操業能力」に訳語を変更している。今後、ED 第 76 号及び第 77 号の開発前に作成された基準書等については、原文の意図に沿って、「操業」「事業」等の訳語を使い分ける予定である。

IFRS 第 13 号と実質的に同じ用語

活発な市場	Active market
コスト・アプローチ	Cost approach
入口価値	Entry value
出口価値	Exit value
期待キャッシュ・フロー	Expected cash flow
公正価値	Fair value
最有効使用	Highest and best use
インカム・アプローチ	Income approach
インプット	Inputs
レベル 1 のインプット	Level 1 inputs
レベル 2 のインプット	Level 2 inputs
レベル 3 のインプット	Level 3 inputs
マーケット・アプローチ	Market approach
市場参加者	Market participant
市場の裏付けのあるインプット	Market-corroborated inputs
最も有利な市場	Most advantageous market
不履行リスク	Non-performance risk
観察可能なインプット	Observable inputs

秩序ある取引	Orderly transaction
主要な市場	Principle market
リスク・プレミアム	Risk premium
輸送コスト	Transport costs
会計処理単位	Unit of account
観察可能でないインプット	Unobservable inputs

5. 当初測定（第7～16項、BC17～BC21項）

(1) 当初測定の原則（第7項）

原則	項目が認識規準を満たした日付で、 取引価格 で測定する。
例外①	取引価格が、主体が説明責任を果たし、かつ意思決定目的上有用な方法で目的適な情報を忠実に表現しない場合は、みなし原価で測定する。
例外②	他の IPSAS が特定の測定基礎を要求又は許容している場合は、その方法を適用する。

当初測定には、測定ヒエラルキー（6.(1)で後述）は適用しない。事後測定において歴史的な原価モデルと現在価値モデルのどちらを適用するかにかかわらず、当初測定は原則として**取引価格**で行う。ただし、例外として上表の①②がある。財務諸表上の金額は、当初測定後の測定（事後測定）に基づいて認識されるので、測定ヒエラルキーは事後測定にのみ適用される。

ED 第 77 号の「他の IPSAS の修正」セクションでは、「当初測定」に係る各 IPSAS の規定は修正していない。各 IPSAS に特有な当初測定の規定は引き続き目的適合であり、保持すべきだからである。

(2) 秩序ある市場（第8～13項）

秩序ある市場で資産を取得又は負債を引き受け	「取引価格」は、現在の市場条件で測定日に市場参加者間で交渉された、資産又は負債の当初の価値を反映する。「取引価格」は取引発生日時点の目的適な情報を表すと推定される。
秩序ある市場を通じない取得・引き受け	(a)取引価格が観察不能 (b)取引価格が資産・負債の目的適な情報を忠実に表さない（取引価格にコンセッションナリー要素が含まれる、無償での移転・寄付等） (c)取引価格がゼロ 上記(a)から(c)のいずれかに該当する場合、現在価値の測定技法を使って当初測定の「みなし原価」を見積もる。
	「みなし原価」と実際の対価との差額は、特に定めがない限り、

	収益又は費用として認識する。
	全ての関連する取引要素と事象を検討し、他に資産、負債、所有者による拠出、所有者への分配を認識する必要があるかを判断する。

(3) 取引コスト (第 14 項)

資産の取得又は負債の引き受けに伴う取引コスト	当初測定上、反映する。
資産の売却・処分、負債の移転に伴う取引コスト	当初測定上、無視する。 (将来コストのため)

(4) 段階的な取得 (第 15 項)

段階的に資産を取得する場合や、主体独自の用途に適するように資産に追加支出を行う場合がある。資産を使用可能な状態にするために発生した支出は、資産の当初測定の一部として対価に含める。

(5) 繰延支出 (第 16 項)

取引から決済期限までが長期にわたる等、貨幣の時間的価値に重要性がある場合、将来キャッシュ・フローを割り引いた金額が資産・負債の当初認識時点における資産の受取額又は負債の支払額を表す。

6. 事後測定：測定モデルと測定基礎 (第 17～20 項)

(1) 測定ヒエラルキー

ED 第 76 号は事後測定について、測定モデル、測定基礎、測定技法の 3 階層からなる測定ヒエラルキーを新たに定めている。

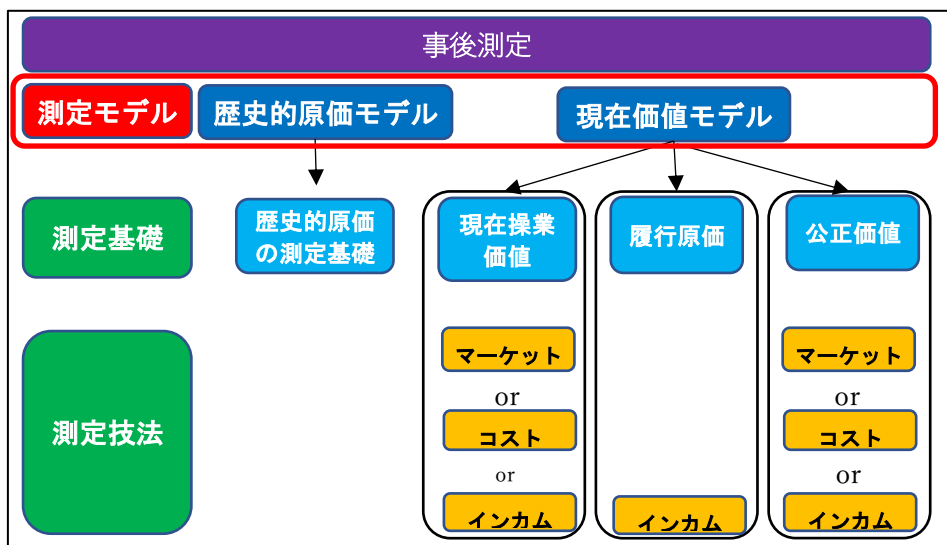
測定モデル	資産及び負債を財務諸表に含めるために測定する広範なアプローチ
測定基礎	選択した測定モデルの下で資産及び負債を測定するための特定のアプローチ
測定技法	選択した測定基礎の下で資産又は負債の測定額を見積もる技法

(2) 測定モデル (第 17～18 項)

当初認識後は、各 IPSAS に定めがない限り、資産又は負債を歴史的原価で測定するのか又は現在価値で測定するのかの選択は「会計方針の選択」であり、測定モデルの選択でもある。測定モデルは「歴史的な原価モデル」と「現在価値モデル」の 2 種類である。

測定モデルの選択に際し、主体は、資産・負債項目の特徴、測定目的及び貨幣的情報を考慮しなければならない。

測定モデルの選択は3階層の最上位であり、下図では赤枠内が測定モデルである。



(3) 測定基礎の概要（第19～20項）

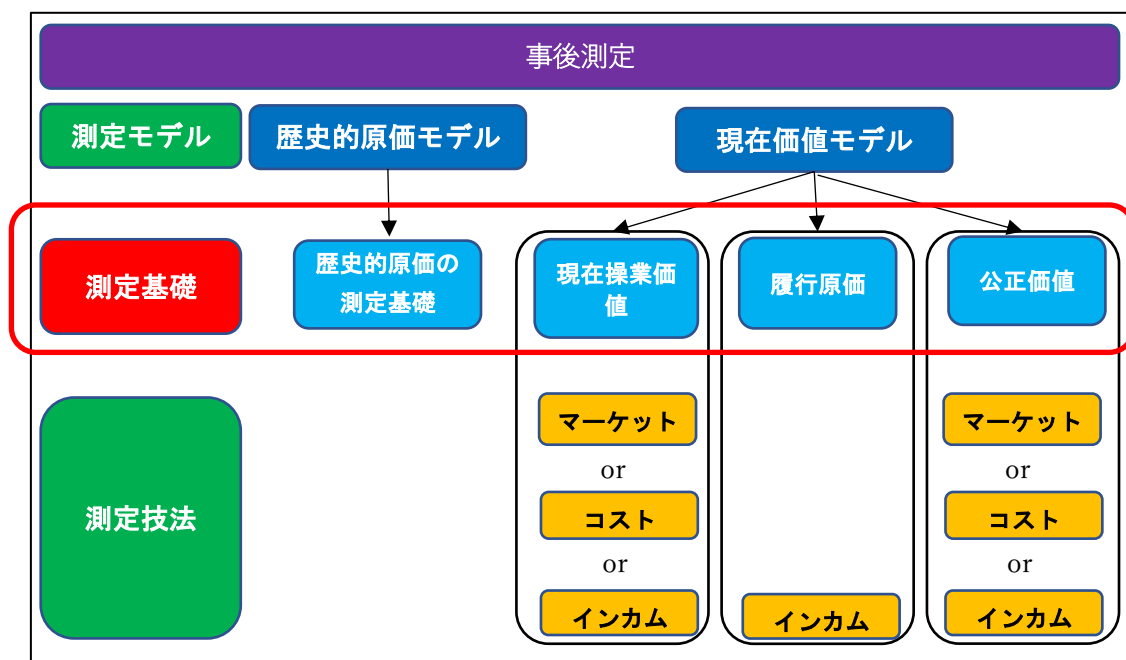
測定基礎は、概念フレームワークが定める質的特性を満たす情報を提供し、選択した測定基礎によって、一般目的財務報告書における情報の制約条件の充足が保証される。資産又は負債に測定基礎を適用することによって、資産、負債、収益、費用の測定値が作られる。測定基礎の選択は、適用する測定モデルに依拠し、例えば歴史的原価モデルなら歴史的原価の測定基礎の一択になる。下の測定ヒエラルキーのイメージ図を参照されたい。

個別のIPSASが4種類の測定基礎（歴史的原価、現在操業価値、公正価値、履行原価）のいずれかを使って測定規定を定めている場合、主体はED第77号の本文規定及び関連する付録に従って、当該測定基礎を適用しなければならない。

ED第77号における測定基礎の掲載箇所

測定モデル	測定基礎	本文	付録	結論の根拠
歴史的原価	歴史的原価	21-22項	付録A	BC28
現在価値	現在操業価値	23-25項	付録B	BC29-BC50
	公正価値	26-28項	付録C	BC51-BC60
	履行原価	29-31項	付録D	—

測定ヒエラルキーのイメージ図：測定基礎の選択



国際会計基準審議会（IASB）の概念フレームワークの BC6.12 項では、測定基礎を「歴史的原価の測定基礎」と「現在の価値による測定基礎」の二つに区分して説明している。この区分を参考として、ED 第 76 号では「測定モデル」を測定ヒエラルキーの最上位の概念として定めている。ED 第 77 号の「測定モデル」の説明は、ED 第 76 号で定めた概念に基づいている。

7. 測定基礎：歴史的原価（第 21～22 項、付録 A、BC28 項）

用語定義

歴史的原価とは、資産の取得、建設若しくは開発時、又は負債の負担時に、資産を取得、建設若しくは開発するために付与される対価、又は義務を引き受けるのに受領した対価をいう。

入口価値か出口価値か？	入口価値
主体特有か主体特有ではないか？	主体特有

歴史的原価は、資産・負債の取引・事象の価格から得られる情報を使用して、資産・負債、関連する収益・費用の貨幣的情報を提供する。

当初測定の後には、現在の状況、資産価値の増加、又は負債価値の減少を反映するために、資産・負債の価値の再測定は行わない。ただし、減損を適用する場合は除く。減

償却、債権の回収、負債の履行、金融部分の利息発生等による調整（本稿 13.を参照）は取り込む。

償却原価法は歴史的な原価の種類であり、金融商品の測定に適用される。金融資産又は金融負債の償却原価は、当初測定後の変動（利息の発生、金融資産の減損及び支払いなど）を反映するために、一定期間にわたり更新される。

8. 測定基礎：現在操業価値（第 23～25 項、付録 B、BC29～BC50 項）

用語定義

現在操業価値とは、主体のサービス提供目的を達成するために使用する資産の測定日時点の価値をいう。

入口価値か出口価値か？	入口価値
主体特有か主体特有ではないか？	主体特有

現在操業価値は、測定日時点の状況を反映し更新した情報を用いて、資産・負債及び連する収益・費用の貨幣的情報を提供する。過去の測定日以降における資産価値の変動を反映する。公正価値や履行原価と同様に、資産を生じた取引・事象には依拠しない。

現在操業価値は、活発な市場における観察可能な価格によって直接決定される場合と、間接的に決定される場合がある。間接的な決定の例として、主体の資産 A の類似資産 B について価格が入手可能な場合、資産 A の現在操業価値は、資産 A の現在の使用状況に基づき資産 B の現在の価格を調整して見積もることが考えられる。

現在操業価値と公正価値の比較

現在操業価値	公正価値
入口価値	出口価値
資産取得時の取引コストを含む。	取引コストは含まない。
資産の現在の用途に基づく。 (病院建物は病院としての価値)	資産の最有効使用に基づく。 (病院ではなく商業ビルとしての価値)
主体特有の価値であり、主体の経済状況を反映する。(安価に大量購入する主体の資産の現在操業価値は低くなる。)	主体特有ではない。仮定の市場を反映する。

現在操業価値の財務諸表上の位置付け

財政状態算書	主体が測定日時点で既存資産を取得して、現在のサービス提
--------	-----------------------------

	供目的を達成し続けることを可能とするために負担するであろう金額を反映する。
財務業績計算書	「一般的な価格でサービスを提供する」ために消費した資産の価値を反映する。この点、歴史的原価は、「資産の取得時又は当初認識時」の資産の一般的な価格に基づく資産の消費を反映するので異なる。

主要な考慮事項

資産の所在地	現在の使用と同じ所在地を想定する。
主体特有の価値	主体の政策目的に沿った使用を想定する。
余剰能力	資産をその余剰能力を含めたフル能力で使用すると仮定する。ただし余剰分は減損の検討対象となる。
制約条件	同等の制約条件付きの資産が、市場で観察可能な場合は、その価格を利用する。市場で観察可能ではない場合は、同等の制約がない資産の、制約条件による減額前の価格を利用する。
最も低コストな方法	現有資産を用いて、最も低コストな方法でサービス提供目的を達成し続けるために必要な金額を想定する。最新の方法は必ずしも最も低コストな方法ではない。

ED 第 77 号は、当初測定は原則として取引価格で行うと定めている。他の IPSAS の定めに基づき、取引価格と、現在操業価値による財務諸表上の当初認識額とが異なる場合には、差額を当期純余剰又は欠損に認識する。

現在操業価値の測定技法：マーケット・アプローチ、コスト・アプローチ及びインカム・アプローチの 3 種類が認められる。3 種類の中での優先順位は定めておらず、どのアプローチが状況に最も適しているのかは専門家が判断すべき事項である。ただし、測定対象資産について入手可能なデータに基づけば、選択は比較的容易であると考えられる。

測定技法別の留意点

マーケット・アプローチ	同一資産又は比較可能な資産を扱う市場取引が存在することが必要。活発かつ流動性の高い市場における、 類似の資産で、類似の残存サービス提供能力を有する資産の購入価格 を参照する。
コスト・アプローチ	資産の現在の 再調達価額

	<p>同一資産や比較可能な資産に活発な市場がない場合に利用 「現在の同等の資産」の原価を想定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の技術を利用する。 ・陳腐化（物質・機能）による価値減少分を差し引く。 ・遺産資産にはあまり適用できない。
インカム・アプローチ	<p>将来キャッシュ・フローの割引現在価値</p> <p>複数の測定技法を使用することが適切な場合や、マーケット・アプローチ又はコスト・アプローチを適用するための情報が入手できない場合に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観覧料などを徴収する遺産資産に適用可能

現在操業価値の測定基礎は、有形固定資産の価値の見積りとして利用できる。ED 第 78 号「有形固定資産」では、適用を認める測定基礎として従来の歴史的な原価と公正価値に、現在操業価値を追加している。

ただし、他の IPSAS については各基準書の今後の改訂時に現在操業価値の反映を検討する。よって、ED 第 77 号の付録 E「他の IPSAS の修正」では、上記の有形固定資産を除き、個別の基準書に現在操業価値を追加する修正は行っていない。

代替的見解

IPSASB メンバーのうち、Todd Beardsworth 氏（NZ）と Mike Blake 氏（オーストラリア）の 2 名が、現在操業価値の定義に反対した。両名の主張は、ED 第 77 号に「代替的見解（Alternative View）」として掲載されている。Todd Beardsworth 氏は ED 第 76 号の現在操業価値に関する提案についても反対し、ED 第 76 号にも同様に代替的見解が掲載されている。

代替的見解は、ED では採用されなかった少数派の主張を明記し、ED の読者に ED 提案と代替的見解のどちらが良いのかの判断を委ねるものである。過去の例では、ED 第 63 号「社会給付」に、社会給付制度に係る負債について代替的見解が掲載されていた。

両氏の主な反対理由は以下のとおり。

- ・ インカム・アプローチは現在操業価値の測定技法として不適切である。公的部門でサービス提供能力を目的として保有する資産は、キャッシュ・フローの獲得を目的としていないので、インカム・アプローチを認めるとサービス提供能力を表さない不当に低い測定値になるおそれがある。
- ・ 現在操業価値の定義が不明確なので、同じ資産の測定値がばらつき、財務報告の質的特性を達成しないリスクがある。

- ED 第 77 号の第 25 項は、現在操業価値は入口価値であると明記しているが、定義案によると入口価値と出口価値の両方を含むように読める。
- 余剰能力に関する会計処理が、減損の兆候なのか、現在操業価値の減少なのかについて不明確である。

両氏による現在操業価値の定義案

資産の現在操業価値とは、資産に具現化されたサービス提供能力を再調達する測定日時点のコストをいう。

9. 測定基礎：公正価値（第 26～28 項、付録 C、BC51～BC60 項）

用語定義

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格をいう。

入口価値か出口価値か？	出口価値
主体特有か主体特有ではないか？	主体特有ではない

ED 第 77 号における公正価値の定義は、IFRS 第 13 号と同じである。ED 第 76 号でも説明しているように、財務目的で保有する資産には公正価値を適用し、操業目的で保有する資産には現在操業価値の測定基礎を適用する。仮に財務目的の資産と操業目的の資産が同じ IPSAS の対象範囲内となる場合には、どのように当該 IPSAS を適用すべきか、主体固有・取引固有の要素を考慮して専門家としての判断を行う。

公正価値は、測定日時点の状況を反映し更新した情報を用いて、資産・負債、関連する収益・費用の貨幣的情報を提供する市場ベースの測定値である。過去の測定日以降の資産・負債価値の変動を反映する。資産・負債を最初に生じた取引・事象に基づくものではない。

公正価値は、市場参加者の視点を反映する。市場参加者がその経済的利益を最大化するように行動し、資産又は負債の価格設定をするときに使用するのと同じ仮定を用いる。

公正価値は、活発な市場で観察可能な価格によって直接決定することができる場合と間接的に決定できる場合とがある。

ED 第 77 号の付録 C は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」に基づいて作成されており、

IFRS 第 13 号の本文・適用指針と同じ文章が多い。下はその対応表である。

IFRS 第 13 号の規定のうち、一般的な規定は ED 第 77 号に取り込んでおり、その他の個別の IPSAS に関する規定は、付録 E「他の IPSAS の修正」において当該個別の IPSAS に含める修正を行っている。

表題	ED 第 77 号	対応する IFRS 第 13 号
測定	C1 項	—
取引	C2 項-C8 項	第 15 項-第 21 項
市場参加者	C9 項-C10 項	第 22 項-第 23 項
価格	C11 項-C13 項	第 24 項-第 26 項
非金融資産への適用 非金融資産の最有効使用	C14 項-C17 項	第 27 項-第 30 項
非金融資産についての評価前提	C18 項-C20 項	第 31 項-第 32 項、B3 項
当初認識時における公正価値	C21 項-C25 項	第 57 項-第 60 項、B4 項
測定技法	C26 項	—
	C27 項-C30 項	第 61 項-第 64 項
マーケット・アプローチ	C31 項-C32 項	B6 項-B7 項
コスト・アプローチ	C33 項-C34 項	B8 項-B9 項
インカム・アプローチ	C35 項	B11 項
現在価値技法	C36 項	B12 項
現在価値測定の構成要素	C37 項	B13 項
一般原則	C38 項	B14 項
リスク及び不確実性	C39 項-C41 項	B15 項-B17 項
割引率調整技法	C42 項-C46 項	B18 項-B22 項
期待現在価値技法	C47 項-C54 項	B23 項-B30 項
測定技法へのインプット 一般原則	C55 項-C57 項	第 67 項、B34 項、 第 68 項
公正価値ヒエラルキー	C58 項-C61 項	第 72 項-第 75 項
レベル 1 のインプット	C62 項-C65 項	第 76 項-第 80 項
レベル 2 のインプット	C66 項-C72 項	第 81 項-第 85 項、B35 項
レベル 3 のインプット	C73 項-C75 項	第 86 項-第 88 項
資産又は負債に係る活動の量又は水準が著しく低下した場合の公正価値の測定	C76 項-C81 項	B37 項-B42 項
秩序ある取引ではない取引の識別	C82 項-C83 項	B43 項-B44 項

表題	ED 第 77 号	対応する IFRS 第 13 号
第三者が提供する相場価格	C84 項-C89 項	B45 項-B48 項、 第 89 項-第 90 項、B36 項

下表の各項は、ED 第 77 号掲載に当たり公的部門特有の事例の追加等、修正が加えられている。

C17 項	他企業による使用を防ぐために取得した無形資産の例を、市民に接種するワクチンを製造するために取得した特許権の例に変更。
C25 項	取引価格が資産・負債の当初認識時の公正価値を表さない場合の例として、特定の社会政策目的で行った取引について(e)を追加。例えば、無償又は名目的な料金による、コンセッションナリー・ローンや金融保証の発行。
C29 項	IFRS 第 13 号第 63 項の前半パラグラフが削除されている。単一の評価技法が適切になる場合と複数の評価技法が適切になる場合があることの説明部分。
C59 項	売却コスト控除の公正価値を、処分コスト控除後の公正価値に変更。
C72 項	IFRS 第 13 号 B35 項に示されたレベル 2 のインプット例のうち、(a) ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) スワップ・レートに基づく固定受・変動払の金利スワップ、(b) 外貨建てのイールド・カーブに基づく固定受・変動払の金利スワップ、(c) 特定の銀行のプライム・レートに基づく固定受・変動払の金利スワップ、(d) 3 年物の上場株式オプションの四つは、C72 項では挙げていない。
C89 項	IFRS 第 13 号 B36 項に示されたレベル 3 のインプット例のうち、(e) の資金生成単位のパラグラフにおいて財務予測の例として挙げている純損益の予想は C89 項では挙げていない。

ED 第 77 号の公正価値の定義は、下記の三つの IPSAS には適用しない。各 IPSAS で定める公正価値の定義等に従うことになる。

- IPSAS 第 13 号「リース」
- IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」
- IPSAS 第 32 号「サービス委譲の取決め：委譲者」

公正価値の測定基礎は、ほぼ IFRS 第 13 号の考え方と同じであるため、本稿では詳細な解説は控える。IFRS 第 13 号の解説記事 [会計・監査ジャーナル 2011 年 7 月号「公正価値測定に関する新会計基準」](#) (川西安喜氏) も参照されたい。

10. 測定基礎：履行原価（第 29～31 項、付録 D）

用語定義

履行原価とは、負債によって表される義務の履行において主体が負担する原価（最もコストがかからない方法で義務を履行すると仮定）をいう。

入口価値か出口価値か？	出口価値
主体特有か主体特有ではないか？	主体特有

履行原価は、主体が負債を履行するにつれて移転する義務を負う、現金又は他の経済的資源の現在価値である。当該現金又は経済的資源には、移転する負債そのものの金額だけでなく、他の主体に負債を移転して履行させるために主体が負担すると予想する金額も含む。現在価値は将来キャッシュ・フローを割り引いて算定するが、1年以内の短期負債の場合には割り引く必要はない。また、義務の不履行の可能性は、履行義務においては考慮しない。

履行原価は直接的に観察することはできず、キャッシュ・フローに基づく測定技法を用いて算定する。市場参加者が用いる仮定ではなく主体特有の仮定を反映するが、実務上は市場参加者が用いる仮定と主体自身が用いる仮定の間の相違は少ない。

履行原価は、公正価値測定と同じ要素を反映するが、市場参加者の観点ではなく、主体特有の観点に基づく要素を反映する。主体によって、最小のコストで義務を履行する方法は異なるからである。

履行原価の例示①（D3 項、D5 項、D7 項）

仮設の道路が不要になったので、主体が土地を原状回復する義務を負う場合を想定する。主体は土地を改良して価値を現状よりも増やすことを計画している。そのためのコストは、土地を原状回復するために「最もコストがかからない方法」を超えるものであり、よって、負債の履行原価にはあたらぬ。履行原価を超える部分には、IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用する。

最小のコストで義務を履行する方法については、しらみつぶしに調べる必要はないが、合理的に入手可能な情報は検討しなければならない。反証がない限りは、主体が現在使用している方法が最小のコストによる方法であると推定される。また、主体自身が履行する場合の履行原価には外部委託する場合に想定される利益相当額は含まない。

履行原価の例示②（D5 項）

汚染除去の負債を履行するために自らの従業員に従事させることを決定した場合、

第三者と汚染除去の契約を締結する能力の有無にかかわらず、主体にとって自らの従業員を利用する方法が最小のコストによる方法であると推定される。

履行原価の測定は、インカム・アプローチの測定技法を使用して行うことが最も一般的である。

測定技法別の留意点

インカム・ アプローチ	<p>以下の事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 将来キャッシュ・フローの見積り • 測定対象の負債の将来キャッシュ・フローの見積額又はタイミングに関する、キャッシュ・フロー固有の不確実性から生じる変動性 • 貨幣の時間的価値 • 負債の価値に影響を及ぼすその他の要素
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

履行原価を算定するために使用する資源のアウトフローの見積りでは、負債の履行に直接関係する全ての資源のインフロー及びアウトフローを考慮する。当該見積りは、以下を満たす必要がある。

- (a) 明確である。貨幣の時間的価値の調整に使用する割引率の見積りと区別する。予想される資源流出の加重平均を用いる。
- (b) 市場変動の予想が、実際に観察可能な市場価格と矛盾しない。
- (c) 負債の履行で生じる資源のインフロー及びアウトフローの全てについて、金額、時期、不確実性に関する情報を偏りなく取り込んでいる。
- (d) 測定日時点で入手可能な情報を全て反映している。

11. 資産及び負債の特徴（第 32～35 項）

測定基礎は個々の資産・負債に適用されるので、測定基礎を適用する際には、測定日時点の個々の資産・負債の特徴を考慮する必要がある。例えば、公正価値の測定基礎を適用する場合には、市場参加者が当該資産・負債の価格を決定する際に考慮している特徴を主体も考慮する必要がある。特徴の例としては、①資産の状況又は配置、②資産の売却又は使用に対する制限がある。

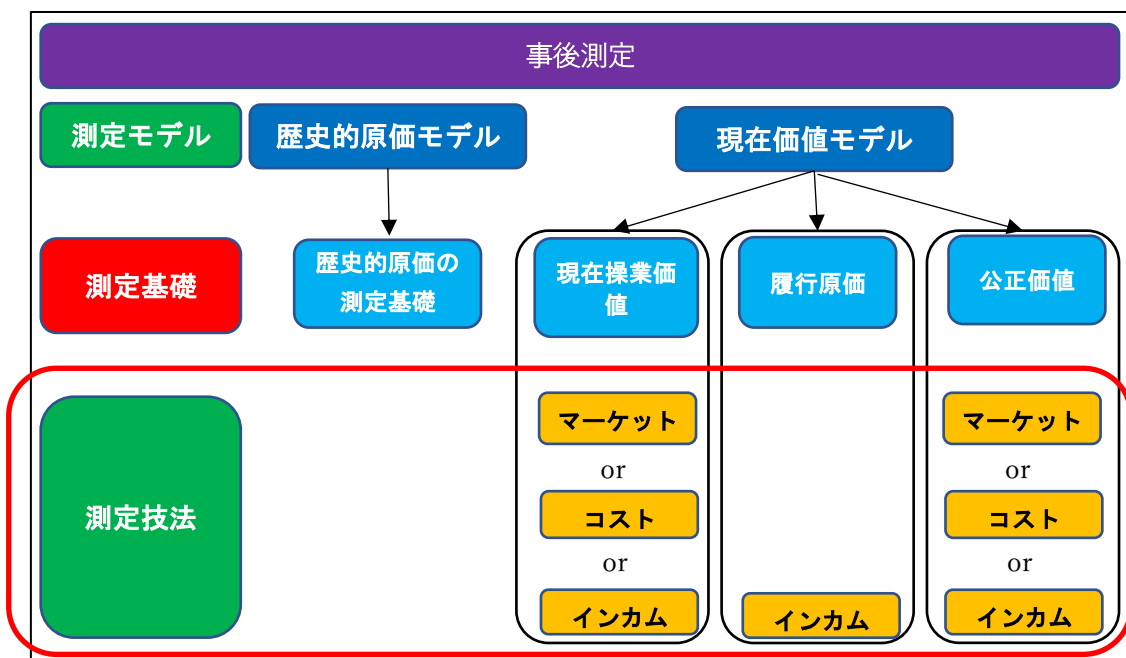
特徴が測定に及ぼす影響は、主体に特有の測定ならば主体がどのようにその特徴を考慮するかによって異なり、市場ベースの測定ならば市場参加者がどのように考慮するかによって異なる。

資産・負債を、単一資産、単一負債、資産グループ、負債グループ、資産と負債のグループ、のどの組み合わせで認識又は開示するのかは、資産・負債の会計単位に依拠する。会計単位の決定は、特別の定めがない限り、ED 第 77 号で規定する測定基礎を一つ又は複数適用することを要求又は認めている個別の IPSAS の定めに従う。

12. 測定技法（第 36～45 項）

主体は、状況に適合し、測定基礎の見積り又はみなし原価の算定に必要な情報が十分に入手可能な測定技法を使用しなければならない。

測定ヒエラルキーのイメージ図：測定技法の選択



一般的に使用されている測定技法は、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチ及びインカム・アプローチの3種類である。資産・負債を測定するためには、選択した測定基礎の下で、これら三つの測定技法を用いて測定を行う必要がある。一つの測定技法が適切な場合（同一の資産・負債の市場価格の引用など）と、複数の測定技法を組み合わせることが適切な場合（資金生成単位の評価を行う場合など）とがある。複数の測定技法を使用する場合は、得られた測定値の幅が合理的なのかを考慮しなければならない。

測定技法は継続して使用しなければならない。しかし、測定技法を変更することで状況がより正しく表される場合には、（例えば、ウェイト付けの変更や、調整事項の変

更などによって) 測定技法を変更することが適切である。変更が適切な場合の例として、新市場の開発、新しい情報の入手などの場合が挙げられている。

測定技法の変更やその結果は、IPSAS 第3号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って、会計上の見積りの変更として取り扱う。ただし、IPSAS 第3号で見積りの変更求められる開示規定は、測定技法の変更については開示不要である。

マーケット・アプローチ

マーケット・アプローチは、同一又は比較可能な資産、負債、資産及び負債のグループを含む、市場取引から生成される価格及びその他の関連情報を用いる。

コスト・アプローチ

コスト・アプローチは、同じ用途を持つ代替資産（陳腐化を考慮後）の取得、建設、開発によって、資産から提供されるサービスを再調達するために、現在必要になる金額を反映する。陳腐化には物理的な劣化、機能的な陳腐化、経済的な陳腐化があり、財務報告上の減価償却よりも幅広い。

比較可能な用途の代替資産のコストは、現在の同等資産のコストとして算定する。現在の同等資産とは、最新の入手可能な技術を用いて現存資産と同等のサービスを提供する概念上の資産である。

インカム・アプローチ

マーケット・アプローチは、将来の金額（収益及び費用のキャッシュ・フローなど）を単一の現在の金額（割引価値）に変換する。インカム・アプローチを用いる場合、測定基礎の見積りには、将来の金額について現在想定される内容を反映する。

13. 調整項目：減価償却、減損その他（第46～48項）

減価償却及び減損は、歴史的な原価モデルと現在価値モデルの両方の測定基礎に適用可能である。減価償却及び減損は、どちらもそれ自体は測定基礎や測定技法ではなく、資産の消費、又は将来の顕在的便益若しくはサービス提供能力の損失を反映する技法である。

資産の調整項目としては以下が挙げられる。

- 資産を構成する資源の一部又は全部の消費（減価償却又は償却）
- 資産の一部又は全部の代わりに受け取る支払い
- 資産の一部又は全部が回収できなくなる事象の影響（減損）

- 資産の金融要素を反映する受取利息の発生

負債の調整項目としては以下が挙げられる。

- 負債の一部又は全部の履行
- 負債がより不利になることによる義務の増大
- 負債の金融要素を反映する支払利息の発生

14. 事後測定における取引コスト（第 49～53 項）

取引コストとは、資産又は負債の取得、発行又は処分に直接起因する増分コストで、主体が当該資産又は負債を取得、発行又は処分しなかった場合には発生しなかったものをいう。増分コストは、その取引と不可分のコストである。

入口ベースの測定基礎と、出口ベースの測定基礎のどちらを用いて資産・負債を測定するかによって、資産・負債の測定にどの取引コストを含めるかが変わってくる。

15. IPSASB が特にコメントを求めている論点

PSASB は、ED 第 77 号について特に 15 の論点を挙げ、関係者のコメントを求めている。それらの論点を SMC と呼称している。以下、SMC の要旨を紹介する。

番号	要旨	本稿の参照先
SMC 1	当初測定は取引価格で行う提案に同意するか。	5.
SMC 2	事後測定を歴史的原価と現在価値のどちらで行うのかは会計方針（会計モデル）の選択である。同意するか。	6.(2)
SMC 3	歴史的原価のガイダンスは、CP へのコメントに対応して一般的な内容としている。公的部門の主体に適切か。	7.
SMC 4	歴史的原価の測定基礎を適用する場合には測定技法は不要であることに同意するか。	7.
SMC 5	現在操業価値は、測定日時点における主体のサービス提供目的を達成するために用いられる資産の価値であることに同意するか。	8.(1)
SMC 6	現在操業価値の定義とガイダンスは、公的部門の主体に適切か。	8.
SMC 7	現在操業価値は、現有資産と同じ場所と用途に用いられる資産の再調達を想定すべきことに同意するか。	8.
SMC 8	インカム・アプローチは現在操業価値の測定基礎を用いて測定する資産の価値を見積もるために適切であることに同意するか。	8.
SMC 9	IFRS 第 13 号に準拠した公正価値のガイダンスは、公的部門の主体に適切か。	9.
SMC10	履行原価のガイダンスは概念フレームワーク及び現行の IPSAS のガイダンスと整合している。このガイダンスは公的部門の主体に適切か。	10.
SMC11	測定の開示規定は、関連する資産負債の基準書に定めるべきであり、ED 第 77 号には定めるべきではないことに同意するか。	—
SMC12	ED 第 77 号に含めるべき、IPSAS 基準書にまたがる開示規定はあるか。	—
SMC13	現在価値モデルの開示規定は、IPSAS 基準書全体に一貫性をもって適用すべきであることに同意するか。例えば、棚卸資産と有形固定資産を公正価値で測定するなら、同じ開示規定とすべきか。	—

番号	要旨	本稿の参照先
SMC14	現在価値モデルの下で定期的に再測定する項目については、取得時に現在価値モデルを用いて測定された項目に係る開示規定よりも詳細な開示規定を定めるべきことに同意するか。	—
SMC15	公正価値の開示規定は、公正価値ヒエラルキーに対するインプットの開示規定を含むべきことに同意するか。	—

16. 我が国の政府会計

(1) 省庁別財務書類

省庁別財務書類の作成基準には、ED 第 77 号に相当する文書は存在しない。

(2) 統一的な基準による地方公会計

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」には、ED 第 77 号に相当する文書は存在しない。

17. ED 第 77 号の今後の開発予定（2021 年 6 月会議時点）

2021 年 10 月 25 日	ED 第 77 号のコメント提出期限
2021 年 12 月会議	コメントの分析 諮問助言グループ（CAG）からの意見聴取
2022 年 3 月会議	コメントの分析 論点の検討
2022 年 6 月会議	同上
2022 年 9 月会議	IPSAS の承認

以 上